

令和 3 年 7 月
国 税 庁

「電子帳簿保存法取扱通達の制定について」の
一部改正について（法令解釈通達）の概要

「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年法律第 25 号）」の一部改正に伴い、この法律の取扱いの整備を行ったものである。